

平成 15 年 10 月 28 日

各 位

株式会社 りそな銀行

企業向け貸出における代表者個人保証免除の取扱開始について

りそなグループのりそな銀行（社長 野村 正朗）は、中小企業向け融資を拡大すべく、中小企業のお客さまの資金ニーズに対し、より積極的にお応えすることを狙いとして、平成 15 年 11 月下旬を目処に、企業向け貸出における代表者個人の保証免除の取扱を開始いたします。

本件は、当社が「従来の銀行業」から「真の金融サービス業への進化」を図っていく上で、旧来の企業向け融資の慣行を見直し、一定の条件の下で、保証人を免除した企業向け融資の取扱を行うものです。

既にご融資取引のある企業も対象としており、これまで蓄積してきた過去の保証人からの回収実績データ等を基に、信用格付毎に「保証人免除によるリスクプレミアム」を算出し、同リスクプレミアムを貸出金利に反映させる（0.5%～1.75%）ことで、保証人免除による企業向け融資の取扱を可能といたしました。

当社では、これまで以上に企業とのリレーションシップを強化し、そこから得られる事業の収益性、将来性といった情報や事業から生み出されるキャッシュフローのモニタリングを行うことにより、企業の経営実態を適切に把握した融資運営を行ってまいります。

りそなグループでは、今後とも、従来の慣行や固定観念にとらわれない柔軟な発想を様々な施策に織込み、「りそな再生」と「企業価値の極大化」に向けた弛まぬ変革を続けてまいります。

以 上